議事資料 2-1

丸亀市文化芸術基本計画

実　施　計　画

丸　亀　市

目　次

1　丸亀市文化芸術基本計画　実施計画とは…… 1

2　事業評価の基本的な考え方…… 1
(1)　指標
(2)　総括

3　基本計画の位置付け…… 2

4　基本理念…… 4

5　基本方針…… 6

6　基本計画の体系…… 7

7　基本方針と事業…… 8

8　事業評価…… 12
(1)　基本理念「－新しい価値と新しいつながりを生み出す－」…… 12
①　基本理念の指標
②　基本理念の総括
(2)　基本方針１　市民主体の文化芸術の推進…… 13
①　基本方針１の指標
②　基本目標の総括
(3)　基本方針２　多様な文化芸術の創造…… 14
①　基本方針２の指標
②　基本目標の総括
(4)　基本方針３　文化芸術を生かしたまちづくり…… 15
①　基本方針３の指標
②　基本目標の総括
(5)　基本方針４　歴史・文化の継承…… 16
①　基本方針４の指標
②　基本目標の総括
(6)　基本方針５　多様な文化交流による魅力発信…… 18
①　基本方針５の指標
②　基本目標の総括

1　丸亀市文化芸術基本計画　実施計画とは

「丸亀市文化芸術基本計画　実施計画」（以下「本計画」という。）は、「丸亀市文化芸術基本計画」（以下「基本計画」という。）で定められた施策を事務事業として明らかにするとともに、基本計画の基本理念や基本目標の達成状況を把握するものです。

社会経済情勢の変化や緊急性に対応した新たな事業との整合を図るため、ローリング方式により毎年必要な調整を行います。

2　事業評価の基本的な考え方

基本計画を実行性のあるものにするために、文化芸術に関する市民意識の現状や施策の進捗状況を図る目安として、指標を設定し、数値の推移を客観的に検証しながら、施策の着実な推進に取組みます。なお、指標については、評価・検証の負担軽減の観点から、精選した指標を適切に設定します。

また、総括では、文化芸術の各分野の特性を十分理解しつつ、定量的のみならず定性的を含む評価を行います。

(1)　指標

指標には、以下のような「基準値」と「目標値」を掲げます。

① 基準値

令和 2 年度末の数値を基準として、その時点での数値を掲げます。

基準年次をそれ以外とする場合は、（　）書きで基準時点を示します。

② 目標値

令和 7 年度末を目標として、その時点での数値を掲げます。目標年次をそれ以外とする場合は、（　）書きで目標時点を示します。また、数値として目標を設定することが困難な場合には、矢印の表示によって方向性を示します。

③ 指標の種類

・アウトプット（事業の直接的な結果）

事業の実施回数、参加人数等の直接的な結果。

・アウトカム（事業から生じる効果）

地域住民の文化芸術に対する意識及び行動や観光客の来訪数（国内・国外）、情報発信（Web サイト・SNS 等）へのアクセス件数や評価等の事業から生じる効果。

(2)　総括

基本理念や各基本目標の達成状況について、取組概要や参加者アンケート、改善事項等を踏まえ、目指す成果や事業から生じた効果（アウトカム）について評価を行います。

3　基本計画の位置付け

(1)　文化芸術基本法との関係

本計画は、国が示す「文化芸術基本法」を指針としながら、本市の実情に応じた文化芸術の推進の方針とそのための施策に関し、基本的な事項を定めるものであり、文化芸術基本法（平成 29 年法律第 73 号）第 7 条 2 (*6)に基づいて策定します。

(*6)　文化芸術基本法 第 7 条 2　抜粋

市町村の教育委員会（その長が管理し執行する特定地方公共団体はその長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

(2)　他法令との関係

本計画は、「博物館法」「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」等の国の関連法令とも連携を図ります。

(3)　地方自治法との関係

地方公共団体の目的は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 1 条 2 第 1 項(*7)の規定に基づく「住民の福祉の増進」であり、これを実現する手段の一つが文化芸術施策であることから、本計画もこれに添うものであり、住民の生活を豊かにし、精神的満足度を高めるものでなければなりません。

特に、地域活性化の拠点となる公共文化施設においては、なぜ民間資本が進出しない地域に設置されているかという点からも、これらの施設をいかにして地域のため、住民のために活用していくのかという視点に立った運営を行わなければなりません。

(*7)　地方自治法 第 1 条 2 第 1 項 抜粋

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

(4)　丸亀市文化芸術基本条例との関係

丸亀市文化芸術基本条例第 6 条(*8)で規定する基本計画です。

(*8)　丸亀市文化芸術基本条例第 6 条 抜粋

文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本計画を定めなければならない。

(5)　総合計画、教育大綱との関係

本計画は、「総合計画」を上位計画とする各分野の個別計画の一つであり、教育基本法に規定される基本的な方針を踏まえ、地域の実情に応じて、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や方向性を定めた「教育大綱」の文化芸術の振興における施策の具体的推進に当たっての計画となるものです。

(6)　その他の分野別計画との関係

本計画は、「丸亀市協働実行計画」「丸亀市人口ビジョン（令和 2 年改訂版）」「丸亀市生涯学習推進計画」等の本市の関連計画とも連携を図ります。

なお、県もまた地方公共団体として「香川県文化芸術振興計画」を策定しており、施策・事業等については連携を図ります。

4　基本理念

基 本 理 念

－ 新しい価値 と 新しいつながり を生み出す －

近年では「孤独・孤立」を起因とした社会問題が深刻化しており、そして、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、これらの社会問題は一層深刻化し、顕在化しています。しかし、これらの問題はそれ以前からのものであり、当面の緊急的な対策に加え、より根本的、根源的で継続的な対策が必要とされています。

このような社会情勢の中、人々のよりよい生き方や暮らしに対する支援のありようが問われており、文化芸術に対しては、成熟社会における市民生活の向上に寄与する役割が求められています。

そこで、基本計画では、文化芸術の持つ「多様な価値観を生み出す力、予測不可能な社会変化に対して自ら考える力、人の気持ちが分かる共感力としての『創造力』(本質的な価値)」と「違いある人たちを、違いを尊重したまま受け入れる。違いを受け入れ、人と人が繋がる『包摂機能』(社会的・経済的価値)」という２つの機能により、社会全体における「孤独・孤立」の解消に向けたアプローチを行うことで「文化芸術による心豊かな生活と活力ある社会の実現」(*1)へと繋げていきますことから、基本計画の基本理念を「－ 新しい価値 と 新しいつながり を生み出す －」と設定します。

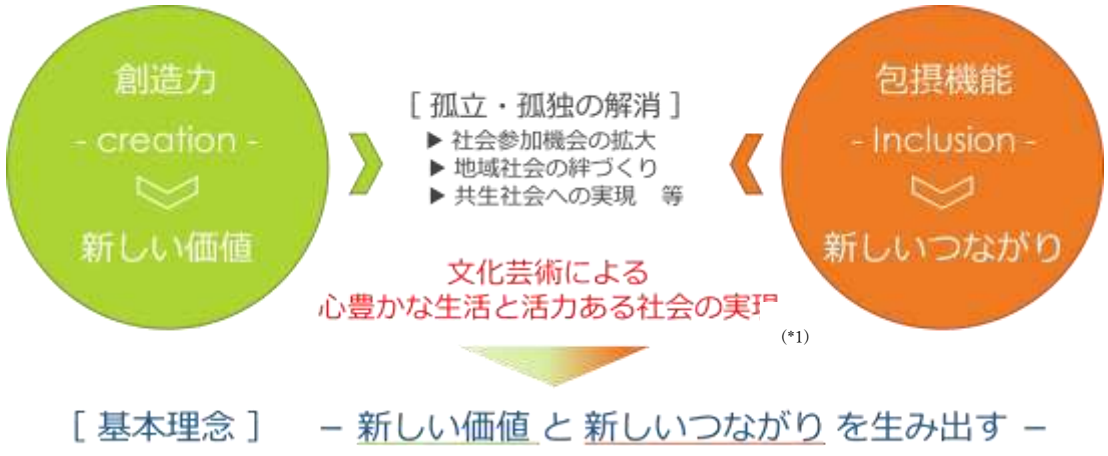

(*1)　「文化芸術基本法第１条」

(*12) 創造力



(*13) 包摂機能

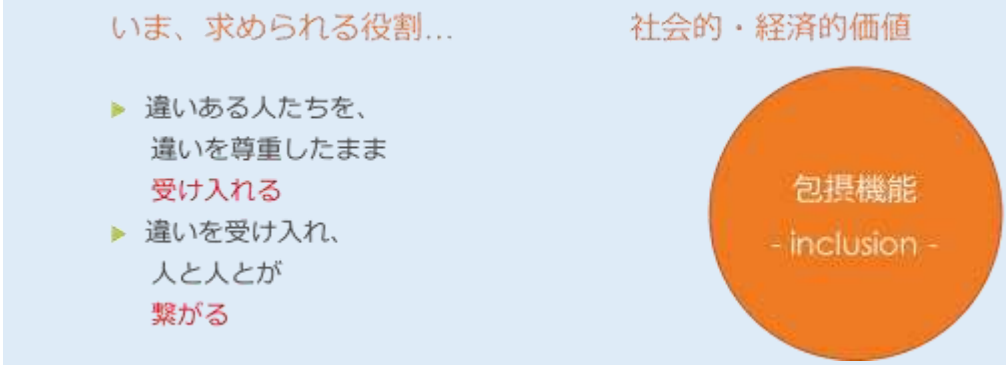

5　基本方針

前頁で掲げた基本理念を実現するために、以下のとおり「基本方針」を設定します。

(1)　基本方針１　市民主体の文化芸術の推進

誰もが等しく、気軽に文化芸術活動に参加することができるよう、市民の様々な交流の場や学びの機会を創出します。

地域コミュニティを担うのは一人ひとりの市民です。主体的な市民の文化芸術を通した活動が、ひいては豊かな地域社会の形成につながります。

(2)　基本方針２　多様な文化芸術の創造

質の高い芸術に触れ、美しさを享受し、アーティストの生き様や作品から未知の文化や多様な価値観に触れ、想像力と感性を磨くことができる環境をつくり、新たな文化芸術が循環的に創造されるまちを目指します。

(3)　基本方針３　文化芸術を生かしたまちづくり

文化芸術を通じて、多様性を受け入れ、共生していくことのできるまちづくりを推進できるよう、文化芸術が生み出す価値と福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業等の関連分野との有機的に連携した取組を行います。

また、市内に残されている文化資源を活用した都市ブランディングを推進するとともに、城下町に育まれた丸亀市としての文化的なまちづくりを目指します。

(4)　基本方針４　歴史・文化の継承

独自の風土に育まれ、暮らしの中に根づいた文化が、市民の心の拠りどころとなるよう、先人から引き継いできた貴重な財産である丸亀市の伝統文化が着実に保存・活用・継承され、それぞれの地域に根差した伝統文化の普及・継承・発展が持続的に行われる地域づくりを目指します。

また、これまで蓄積されてきた文化芸術全般に関わる研究成果を生かした取組を行います。

(5)　基本方針５　多様な文化交流による魅力発信

国内外に魅力あふれる丸亀市の文化芸術が発信されるよう、塩飽諸島と美しい瀬戸内海に面するまちの魅力を生かし、広域的な文化交流活動の基点が形成され、海外の人々との多様な文化交流が行われる創造都市を目指します。

6　基本計画の体系

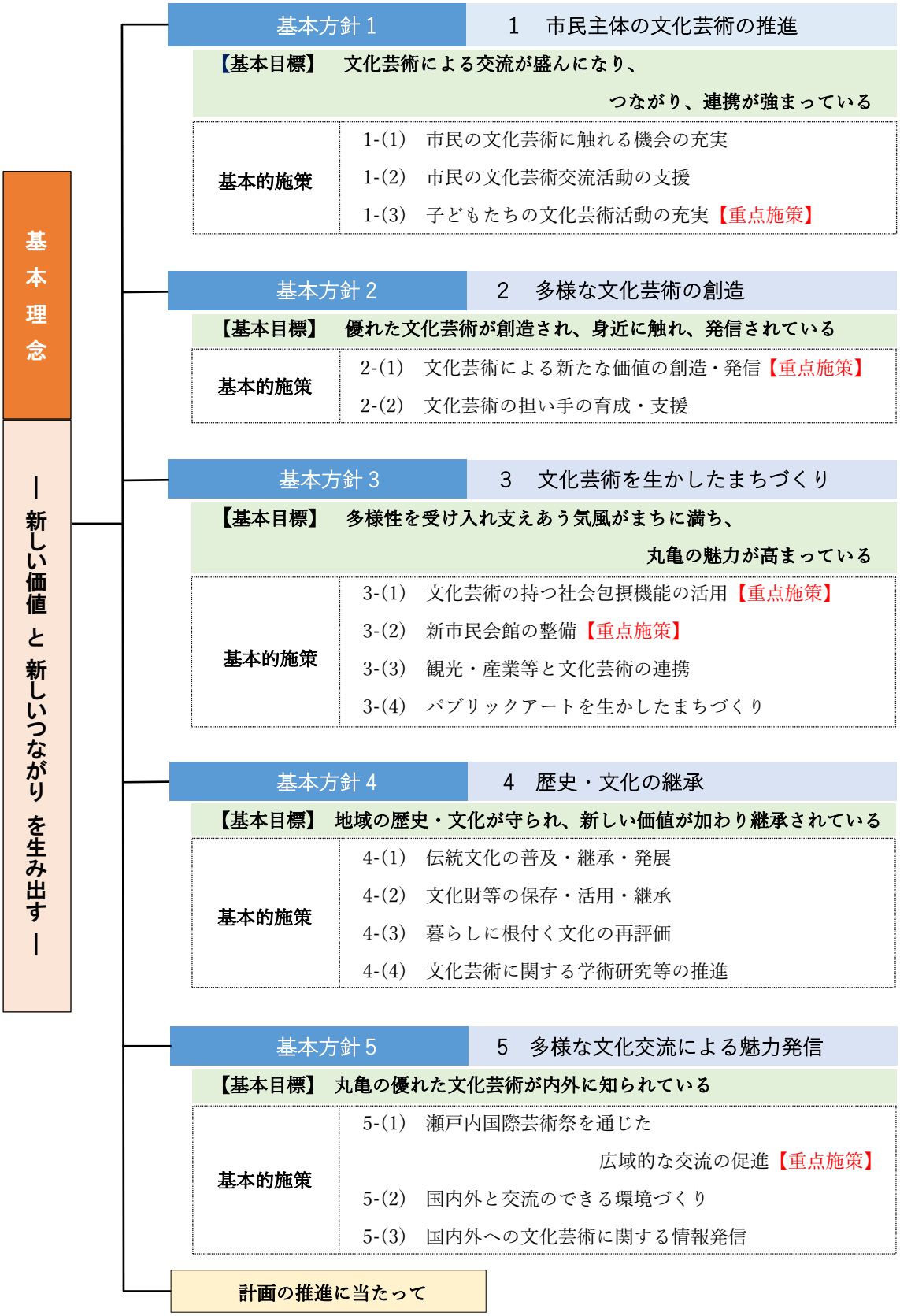
基本理念
―新しい価値と新しいつながりを生み出す―
基本方針１
１　市民主体の文化芸術の推進
【基本目標】　文化芸術による交流が盛んになり、つながり、連携が強まっている
基本的施策
1-(1)　市民の文化芸術に触れる機会の充実
1-(2)　市民の文化芸術交流活動の支援
1-(3)　子どもたちの文化芸術活動の充実【重点施策】
基本方針２
２　多様な文化芸術の創造
【基本目標】　優れた文化芸術が創造され、身近に触れ、発信されている
基本的施策
2-(1)　文化芸術による新たな価値の創造・発信【重点施策】
2-(2)　文化芸術の担い手の育成・支援
基本方針３
３　文化芸術を生かしたまちづくり
【基本目標】　多様性を受け入れ支えあう気風がまちに満ち、丸亀の魅力が高まっている
基本的施策
3-(1)　文化芸術の持つ社会包摂機能の活用【重点施策】
3-(2)　新市民会館の整備【重点施策】
3-(3)　観光・産業等と文化芸術の連携
3-(4)　パブリックアートを生かしたまちづくり
基本方針４
４　歴史・文化の継承
【基本目標】　地域の歴史・文化が守られ、新しい価値が加わり継承されている
基本的施策
4-(1)　伝統文化の普及・継承・発展
4-(2)　文化財等の保存・活用・継承
4-(3)　暮らしに根付く文化の再評価
4-(4)　文化芸術に関する学術研究等の推進
基本方針５
５　多様な文化交流による魅力発信
【基本目標】　丸亀の優れた文化芸術が内外に知られている
基本的施策
5-(1)　瀬戸内国際芸術祭を通じた広域的な交流の促進【重点施策】
5-(2)　国内外と交流のできる環境づくり
5-(3)　国内外への文化芸術に関する情報発信
計画の推進に当たって

7　基本方針と事業

基本方針を実現するために、以下のとおり事業を設定します。なお、設定に際しては、「予算大綱」の事業一覧を基準に設定します。

(1)　基本方針１　市民主体の文化芸術の推進

No.	事業名	実施事業の内容	担当課
1	瀬戸内文化芸術支援事業費	HOT サンダルプロジェクト事業	まなび文化課
2	文化芸術振興事業費	文化功労者等表彰	まなび文化課
		まるがめ文化芸術祭業務委託	まなび文化課
		文化振興事業	まなび文化課
		芸術鑑賞支援業務委託	まなび文化課
		文化クラブ体験会開催業務委託	まなび文化課
		全国高等学校総合文化祭関連業務委託	まなび文化課
		文化協会育成補助	まなび文化課
3	「津島寿一」文化振興補助金	文化協会事業補助	まなび文化課
4	綾歌総合文化会館管理運営費	綾歌総合文化会館指定管理等	まなび文化課
5	綾歌総合文化会館施設整備費	綾歌総合文化会館施設改修等	まなび文化課
6	市民交流活動センター施設管理運営費	市民交流活動センター指定管理	地域づくり課
7	学習センター施設管理運営費	生涯学習センター指定管理	まなび文化課
		飯山総合学習センター指定管理	まなび文化課
8	生涯学習推進事業費	生涯学習推進事業	まなび文化課
9	公民館管理運営費	公民館運営	まなび文化課
10	コミュニティセンター運営費	コミュニティセンター指定管理	地域づくり課
11	コミュニティ推進費	地区コミュニティ運営助成	地域づくり課
12	私学等振興費	芸術家派遣事業費補助	幼保運営課
13	私立保育園等援助費	芸術家派遣事業費補助	幼保運営課

(2)　基本方針２　多様な文化芸術の創造

No.	事業名	実施事業の内容	担当課
1	美術館管理運営費	猪熊弦一郎現代美術館指定管理	まなび文化課
		地域の芸術環境づくり補助等	まなび文化課

No.	事業名	実施事業の内容	担当課
2	美術館施設整備費	猪熊弦一郎現代美術館施設改修等	まなび文化課

(3) 基本方針３　文化芸術を生かしたまちづくり

No.	事業名	実施事業の内容	担当課
1	文化芸術振興事業費	文化芸術推進サポーター養成講座開催業務委託	まなび文化課
		Web ライター塾開催業務委託	まなび文化課
2	新市民会館開館準備事業費	アーティスト・コーディネーター育成業務委託	まなび文化課
		商標登録業務委託	まなび文化課
		新市民会館開館準備業務委託	まなび文化課
		ロゴ作成及びマニュアル作成業務委託	まなび文化課
3	新市民会館建設事業費	新市民会館建設工事	まなび文化課
4	商工業振興事業費	丸亀うちわミュージアム管理運営事業	産業観光課
		香川県うちわ協同組合連合会補助	産業観光課
		青木石材協同組合補助	産業観光課
		伝統的工芸品産業産地補助	産業観光課
5	丸亀うちわ産業発展支援事業費	丸亀うちわ産業発展支援事業補助	産業観光課
6	備讃諸島日本遺産推進事業費	日本遺産地域活性化応援事業補助	地域づくり課
7	観光振興事業費	丸亀お城まつり第 76 回大会開催補助	産業観光課
		あやうたふるさとまつり開催補助	産業観光課

(4) 基本方針４　歴史・文化の継承

No.	事業名	実施事業の内容	担当課
1	資料館管理運営費	資料館施設管理、運営、企画展示	文化財保存活用課
2	京極家資料調査・修復等事業費	京極家資料修復等業務	文化財保存活用課
3	文化財保護事業費	史跡塩飽勤番所跡指定管理	文化財保存活用課
		文化財保護協会補助	文化財保存活用課
		坂本念仏踊保存会補助	文化財保存活用課
		公益財団法人中津万象園保勝会補助等	文化財保存活用課

No.	事業名	実施事業の内容	担当課
4	小中・地域連携教育推進事業費	ふるさと学習	学校教育課
		文化財めぐり	学校教育課
5	埋蔵文化財調査事業費	発掘作業	文化財保存活用課
6	埋蔵文化財整理事務所施設費	埋蔵文化財整理事務所施設管理業務	文化財保存活用課
7	史跡丸亀城城内施設活用事業費	城内施設指定管理	文化財保存活用課
8	史跡丸亀城跡整備推進費	天守等城内文化財建造物の維持管理、PR 館受付及び施設管理業務	文化財保存活用課
9	まち並み保存推進費	笠島まち並保存センター等指定管理等	文化財保存活用課
10	古墳等整備推進費	史跡快天山古墳維持管理	文化財保存活用課
11	丸亀城保存整備費	丸亀城石垣復旧事業	文化財保存活用課
12	まち並保存事業費	笠島伝統的建造物群保存修理事業	文化財保存活用課
13	史跡快天山古墳整備事業費	快天山古墳保全整備計画策定に伴う発掘作業等	文化財保存活用課
14	市指定文化財整備事業費	市指定文化財保存修理	文化財保存活用課
15	丸亀城石垣保全調査事業費	石垣保全調査業務委託	文化財保存活用課
16	丸亀城石垣保全整備事業費	排水対策工事等	文化財保存活用課
17	商工業振興事業費	丸亀うちわニュー・マイスター認定等事業補助	産業観光課
18	学校給食センター管理運営費	学校給食センター運営	学校給食センター

(5) 基本方針５　多様な文化交流による魅力発信

No.	事業名	実施事業の内容	担当課
1	瀬戸内国際芸術祭事業費	案内看板設置業務委託	まなび文化課
		作品管理等業務委託	まなび文化課
		パンフレット製作業務委託	まなび文化課
		瀬戸内国際芸術祭関連グッズ製作業務委託	まなび文化課
		瀬戸内国際芸術祭関連業務委託	まなび文化課
		瀬戸内国際芸術祭シャトルバス運行業務委託	まなび文化課
		瀬戸内国際芸術祭関連イベント開催業務委託	まなび文化課

No.	事業名	実施事業の内容	担当課
1	瀬戸内国際芸術祭事業費	芸術鑑賞支援業務委託	まなび文化課
		瀬戸内国際芸術祭本島ボランティアガイド養成業務委託	まなび文化課
		瀬戸内国際芸術祭滞在交流促進業務委託	まなび文化課
		瀬戸内国際芸術祭シェアサイクル事業業務委託	まなび文化課
		瀬戸内国際芸術祭本島実行委員会補助	まなび文化課
2	国際交流事業費	多文化交流事業	秘書課

8　事業評価

(1)　基本理念「－新しい価値 と 新しいつながり を生み出す－」

①　基本理念の指標(*1)

指標名	基準値 令和２年度	成果 令和７年度	目標値 令和７年度
「芸術や地域文化の継承や振興に関する取組」に対する市民満足度	66.4%	69.2%	↗ （R6 年度）

(*1)総合計画「施策 22　文化芸術の振興」の市民満足度に関する成果指標

②　基本理念の総括

基本方針１「市民主体の文化芸術の推進」の基本目標「文化芸術による交流が盛んになり、つながり、連携が強まっている」　多様な事業を通じて、市民に広く文化芸術に触れる機会を提供する中で、体験の質を維持しながら参加機会をさらに拡充する必要がある。また、子どもと地域の文化芸術団体をつなぎ、地域の文化芸術活動への若者の参加を促す仕組みづくりを強化するとともに、持続的な活動を支える人材の育成を進めることが求められる。

基本方針２「多様な文化芸術の創造」の基本目標「優れた文化芸術が創造され、身近に触れ、発信されている」　丸亀市民会館の建設により、市民が質の高い文化芸術に触れることができる環境の整備が進む一方で、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館は来館者数が増加したものの、市民の継続的な来館促進が課題となっている。令和 8 年度の長寿命化工事に伴う長期休館を契機とし、市民に寄り添った美術館としてあり続けるための取組を進める必要がある。

基本方針３「文化芸術を生かしたまちづくり」の基本目標「多様性を受け入れ支えあう気風がまちに満ち、丸亀の魅力が高まっている」　丸亀市民会館の設置目的に沿って幅広い年齢や特性を持つ人へのアウトリーチを行うとともに、文化芸術を通じて社会課題にアプローチする人材育成に取り組んだ。開館に向けた準備として、認知度向上や利用促進に向けた取組を進める中で、施設運営に必要な専門人材の確保が課題となっている。施設は 3 月に完成したが、日か続き、情報収集や人材育成に継続して取り組み、持続可能な管理運営体制の構築に努めていく必要がある。

基本方針４「歴史・文化の継承」の基本目標「地域の歴史・文化が守られ、新しい価値が加わり継承されている」　石垣復旧事業や文化財保存整備は着実に進行している。これら文化財の魅力発信や活用の充実により来訪者数の増加を図っていく必要がある。また、地域の文化資源を活用した交流の機会を創出し、郷土愛の醸成と多世代交流の促進に取り組む必要がある。

基本方針５「多様な文化交流による魅力発信」の基本目標「丸亀の優れた文化芸術が内外に知られている」　瀬戸内国際芸術祭、大阪・関西万博、全国高等学校総合文化祭を契機に、丸亀の魅力を国内外に発信することができた。一方で、観光客が市内に滞在せず通過する通過型観光の傾向が見られることから、多言語対応の充実や、文化芸術を活用した体験型プログラムの充実等により、滞在型・周遊型観光の推進を図っていく。

基本理念の総括　市民会館の整備については、開館に向けた準備を着実に進めることができた。今後は市民会館を文化芸術の振興や生涯学習の拠点として活用するとともに、第二次丸亀市文化芸術基本計画に基づき、文化芸術施策を計画的かつ効果的に推進していく必要がある。

(2) 基本方針１　市民主体の文化芸術の推進

①　基本方針１の指標

指標名	丸亀市綾歌総合文化会館の利用者数【総合計画：施策 22 №54】					
単位	基準値	各年度成果				目標値
	R 元年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R7 年度
人	131,878(*3)	99,361	131,278	124,933	142,268	150,000

(*3)令和２年度は、新型コロナウイルスの影響が大きかったため、直近の令和元年度の数値を基準値としている。

指標名	アウトリーチ事業への参加者数(*4)【総合計画：施策 22 №55】					
単位	基準値	各年度成果				目標値
	R 元年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R7 年度
人	5,079(*2)	5,320	3,404	2,476	937	5,500

(*4)アウトリーチ事業への参加者数とは、丸亀市、丸亀市文化振興事業協議会、綾歌総合文化会館等が実施した事業への参加者数をいう。（令和５年度より丸亀市新市民会館準備室で行った事業を追加）

指標名	丸亀市で活動する市民活動のうち「学術、文化、芸術又はスポーツ」を主な活動分野とする件数					
単位	基準値	各年度成果				目標値
	R2 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R7 年度
件	71	82	78	75	71	93

②　基本目標の総括

【基本目標】　文化芸術による交流が盛んになり、つながり、連携が強まっている

［進捗状況／アウトカム］

基本的施策 1-(1)「市民の文化芸術に触れる機会の充実」　市民会館準備事業として、多様な特性の市民を対象に、室内楽等の音楽公演や、高質空間を舞台とした現代サーカスの公演を実施し、延べ 2,962 人が参加した。その他、丸亀市文化芸術振興事業協議会、丸亀市文化協会や綾歌総合文化会館でも引き続き文化事業を展開し、市民が文化芸術に親しむ機会を提供した。

基本的施策 1-(2)「市民の文化芸術交流活動の支援」　生涯学習センターの閉館に伴い、代替施設として「まなび舎土居」と「まちなかギャラリー」を開設し、市民の継続的な文化芸術活動の場を確保した。また、文化クラブ体験会では、令和７年度から中学生を対象に加えることで、子どもたちが地域の文化芸術団体と関わる機会を創出し、中学校部活動の地域展開を見据えた地域人材とのつながりづくりに寄与した。

基本的施策 1-(3)「子どもたちの文化芸術活動の充実」　美術館の教育普及事業として、市内全小学校３年生を対象とした来館プログラム「カムカム・ミモカ」を本格実施し、18 団体 1,035 名を受け入れ、子どもたちが美術に触れ、豊かな感性を育む機会を創出した。

［改善検討］

基本的施策 1-(2)　地域の文化芸術活動の担い手を確保し、その裾野を拡大するため、中学校部活動の地域展開の動向を見据え、子どもや若者の参加を促す仕組みづくりと人材育成の取組を強化する必要がある。

基本的施策 1-(3)　文化芸術鑑賞等の事業において、参加者一人ひとりの体験の質を維持しながら参加機会の拡充を図る必要がある。

(3) 基本方針 2　多様な文化芸術の創造

① 基本方針 2 の指標

指標名	丸亀市猪熊弦一郎現代美術館の利用者数【総合計画：施策 22 №54】					
単位	基準値 H29 年度	各年度成果				目標値 R7 年度
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	
人	138,159(*5)	100,667	112,893	108,497	148,848	140,000

(*5)令和 2 年度は、新型コロナウイルスの影響が大きかったため、長寿命化工事で閉館していた期間（H30.12.25～R2 .3.31）を除く、直近の平成 29 年度の数値を基準値としている。

指標名	若手芸術家支援事業採択者による事業回数(*6)					
単位	基準値 R2 年度	各年度成果				目標値 R7 年度
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	
回	3	6	5	3	2	8

(*6)若手芸術家支援事業採択者（令和 6 年度以降は丸亀市文化事業協議会補助金交付事業採択者を含む）による事業回数とは、丸亀市文化振興事業協議会、綾歌総合文化会館等が実施した、当該事業の合計数をいう。

② 基本目標の総括

【基本目標】　優れた文化芸術が創造され、身近に触れ、発信されている

［進捗状況／アウトカム］

基本的施策 2-(1)「文化芸術による新たな価値の創造・発信」

美術館では、瀬戸内国際芸術祭と連携した企画展を開催し、国内外から多くの来館者を集めて文化芸術の発信拠点としての役割を果たした。企画展では、猪熊弦一郎の功績をはじめ、現代美術を多角的に紹介するとともに、多様な作家や表現に触れる機会を提供し、多くの観覧者から高い評価を得た。また、市民の入館料を減免する「市民割」制度を導入し、市民が来館しやすい環境の整備を進めた。

綾歌総合文化会館では、引き続き市内小学 5 年生を対象に、瀬戸フィルハーモニー交響楽団による鑑賞教室を実施した。親しみやすい楽曲の演奏や参加型プログラムを取り入れることで、子どもたちの文化芸術への興味・関心を高めるとともに、豊かな感性や地元文化施設への愛着の醸成につながった。

［改善検討］

基本的施策 2-(1)

全体の来館者数は増加したものの、市民の継続的な来館促進が課題となっている。令和 8 年度の長寿命化工事に伴う長期休館を運営の質的向上の機会と捉え、再開館に向けた準備を進めるとともに、施設機能や運営体制の充実に取り組んでいく必要がある。

(4) 基本方針 3　文化芸術を生かしたまちづくり

① 基本方針 3 の指標

指標名	新市民会館の供用開始(*7)【総合計画：施策 22 №57】					
単位	基準値 R2 年度	各年度成果				目標値 R7 年度
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	
%	-	1	15	38	100	100

(*7)基準値、各年度成果、目標値の数値は、新市民会館建設工事の進捗率とする。

指標名	文化芸術の社会包摂機能を生かした取組の実施回数(*8)					
単位	基準値 R2 年度	各年度成果				目標値 R7 年度
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	
回	3	6	17	24	25	10

(*8)文化芸術の社会包摂機能を生かした取組の実施回数とは、丸亀市、丸亀市文化振興事業協議会、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館、綾歌総合文化会館等で行った、当該事業の合計数をいう。（令和 5 年度より丸亀市新市民会館準備室で行った事業を追加）

② 基本目標の総括

【基本目標】　多様性を受け入れ支えあう気風がまちに満ち、丸亀の魅力が高まっている

［進捗状況／アウトカム］

基本的施策 3-(1)「文化芸術の持つ社会包摂機能の活用」

「文化芸術の社会包摂機能を生かした取組の実施回数」は、昨年度に引き続き、目標回数を大きく超え、計 25 回の取組を実施することができた。丸亀市民会館の文化芸術事業では、市内小学校 9 校及び放課後デイサービス事業所 6 施設でアウトリーチを行い、幅広い年齢や特性を持つ人に鑑賞機会を提供した。また、アーティスト・コーディネーター養成講座を実施し、参加者が実践型のプログラムを通じて、文化芸術による社会課題へのアプローチの可能性を体感する等、人材育成面でも成果を得た。

基本的施策 3-(2)「新市民会館の整備」

丸亀市民会館の愛称「THEATRE MAdo（シアターマド）」の決定に伴い、ロゴやマニュアルの整備や商標登録を進めるとともに、開館に向けた膨大な備品の調達契約を計画的に進めた。また、運営体制の構築については、人材確保等の組織体制づくりや施設の保守管理の準備を行った。施設利用開始に向けた準備については、利用のルールや手順等を整理した手引きを作成するとともに、利用者説明会を実施し、令和 7 年 8 月から予約受付を開始した。さらに、オープニングイヤー事業の決定を受け、チラシ全戸配布やラッピングバス運行などによる広報を行い、開館に向けた機運醸成を図った。こうした準備を進める中で、工事は令和 8 年 3 月に完成した。今後も市民の認知度向上と利用促進に向けた取組を進めていく。

［改善検討］

基本的施策 3-(2)

丸亀市民会館の施設運営に必要な専門性を有する人材の確保が課題となっている、引き続き情報収集や人材育成の取組を進めることにより、適切な管理体制の構築に努めていく。

(5) 基本方針 4　歴史・文化の継承

① 基本方針 4 の指標

指標名	文化財施設の利用者数(*9)【総合計画：施策 21 №53】					
単位	基準値 R2 年度	各年度成果				目標値 R7 年度
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	
人	158,515	150,324	151,983	170,186	148,847	207,000

(*9)文化財施設の利用者数とは、丸亀城天守入場者数、資料館入館者数、まち並保存センター・塩飽勤番所への来訪者数の合計数をいう。

指標名	市指定文化財の修理件数(*10)【総合計画：施策 21 №53】					
単位	基準値 R2 年度	各年度成果				目標値 R7 年度
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	
件	5	2	4(*11)	6(*11)	7	6

(*10)基準値の数値は H29～R2、目標値の数値は R4～R7 の計画期間内の累計件数とする。

(*11)R5,R6 年度の数値について、令和 7 年度第 2 回審議会(R7.8.29 時点)より変更あり。変更前は R5 年度"3",R6 年度"3"。

指標名	伝統文化事業の件数(*12)					
単位	基準値 R2 年度	各年度成果				目標値 R7 年度
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	
件	5	5	5	5	6	6

(*12)伝統文化事業の件数とは、国事業「伝統文化親子教室」、県事業「ふるさと芸能わっしょいしょい」等の事業の合計数をいう。

② 基本目標の総括

【基本目標】　地域の歴史・文化が守られ、新しい価値が加わり継承されている

［進捗状況／アウトカム］

基本的施策 4-(1)「伝統文化の普及・継承・発展」

地域の文化資源を活用した「まるがめ第九演奏会」や「丸亀ふるさと味な祭り」などを開催し、地域の魅力発信や郷土愛の醸成、多世代交流の促進を図った。

基本的施策 4-(2)「文化財等の保存・活用・継承」

丸亀城石垣復旧工事は、帯曲輪石垣地中部の施工を進め、一部範囲では地上部の積上げ段階へ移行したことに加え、三の丸石垣の積上げにも着手した。

本島では、泊地区にある千歳座の保存修理事業について補助を実施した。また、笠島まち並保存センターを含む保存地区内の 3 施設について、重要伝統的建造物群保存地区選定 40 周年記念事業を実施し、保存地区の魅力発信と認知度向上に努めた。

基本的施策 4-(3)「暮らしに根付く文化の再評価」

市制施行 20 周年及び丸亀製麺創業 25 周年の節目を記念して「丸亀うどん祭り 2025」を開催し、地域資源である「さぬきうどん」の魅力を体感できる多彩なイベントを実施することで、多くの来場者を誘客し、交流人口の拡大及び地域活性化につなげた。

基本的施策 4-(4)「文化芸術に関する学術研究等の推進」

快天山古墳の発掘調査を実施し、粘土棺床と粘土被覆からなる埋葬施設の構造を改めて確認するなど、史跡の本質的価値の解明につながる重要な成果を得ることができた。現地説

明会には多くの参加者が集まり、本古墳に対する理解と関心を一層高めることができた。

［改善検討］

基本的施策 4-(2)

丸亀城については、令和 6 年度より指定管理者制度を導入しているが、城泊利用者数の伸び悩みと天守入場者数の減少が課題となっている。引き続き観光部局とも連携し、城泊における必要な見直しや改善点を講じるなど、丸亀城の更なる魅力向上や PR 活動などにも努める必要がある。

(6) 基本方針 5　多様な文化交流による魅力発信

① 基本方針 5 の指標

指標名	瀬戸内国際芸術祭本島会場への来場者数【総合計画：施策 22 №56】					
単位	基準値 R 元年度(*3)	各年度成果				目標値 R7 年度
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	
人	27,469	17,679	-	-	25,781	28,000

指標名	市を訪れた観光客数【総合計画：施策 16 №39】					
単位	基準値 R 元年度	各年度成果				目標値 R7 年度
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	
人	294.5 万(*3)	348 万	341 万	329.9 万	319.9 万	360 万

指標名	ホームページ閲覧回数(*13)					
単位	基準値 R2 年度	各年度成果				目標値 R7 年度
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	
件	1,102,388	1,188,761(*14)	1,414,853	1,677,988	2,255,700	1,210,000

(*13)ホームページ閲覧回数とは、丸亀散歩、島旅ノート、せとうち石の島、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館のホームページ閲覧回数の合計数をいう。

② 基本目標の総括

【基本目標】　丸亀の優れた文化芸術が内外に知られている

［進捗状況／アウトカム］

基本的施策 5-(1)「瀬戸内国際芸術祭を通じた交流の促進」

島民の協力のもと、香川県や瀬戸内国際芸術祭本島実行委員会との連携により、本島会場での瀬戸内国際芸術祭を事故なく盛況に終え、来場者数は前回を上回った。新作を含む作品展示をはじめ、「送り太鼓」、多様なワークショップ、地域資源を生かした飲食の提供、地域行事との連携等を通じて、来島者と島民の交流が生まれ、本島の魅力を効果的に発信することができた。

基本的施策 5-(2)「国内外と交流できる環境づくり」

丸亀市国際交流協会では、交流都市であるサンセバスティアン市、張家港市、ヴィリッヒ市を紹介するパネル展を開催したほか、外国人住民を対象とした日本文化紹介講座や日本料理教室を実施し、異文化理解の促進と、日本人・外国人住民相互の交流機会の創出を図った。

基本的施策 5-(3)「国内外への文化芸術に関する情報発信」

大阪・関西万博について、香川県主催催事では、観光 PR に加え、丸亀うちわの製作実演や特産品の展示・販売を行い、伝統工芸や地域の魅力を国内外へ発信した。

県内で開催された第 49 回全国高等学校総合文化祭では、郷土芸能部門の会場に PR ブース

を設置し、来場者に地域の魅力を発信するとともに、参加者同士の交流促進を図った。さらに、地元団体と連携したうどんの提供などのおもてなしを通じて、本市の食文化や地域資源の魅力を発信した。

［改善検討］

基本的施策 5-(1)

瀬戸内国際芸術祭では、来島者増加に伴う船舶・バス・レンタサイクル等の輸送力の強化や、運営人材の確保、インバウンド対応も見据えた案内所業務の精度向上や多言語対応などの課題が明らかとなった。次期開催に向けては、関係機関との連携を一層強化し、輸送体制の最適化や運営の効率化、受入環境の高度化に取り組む必要がある。加えて、会期外における誘客については、香川県が実施する「ART SETOUCHI」と連携し、芸術祭の既存作品を活用した事業の展開を図っていく。

